

弁護士による 災害相談ダイヤル



このたびの豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援、生活・事業に関する事など)がありましたら、なんでも弁護士にご相談下さい。



たとえば、こんなご相談・・・

- 隣の塀が壊れて自宅敷地に入ってきたので、撤去してもらいたい。
- 家の修繕を支援してくれる制度を教えてください。
- 住宅ローンの減免制度って使えるの？
- 災害で借家が壊れ、大家から退去を求められている。話し合いで解決したい。
- 火災保険の補償はあるの？
- 罹災証明の認定が予想よりも低く困っている。

通話料 **無料** 相談料 **無料**

2019.1.7(月)～平日のみ、12時～14時

 **0120-611-613**

※以前ご案内した☎082-502-0612も引き続き利用可能です(通話料有料、相談料無料)

主催: 広島弁護士会 / 共催: 日弁連・法テラス

上記相談ダイヤル以外の被災者支援情報(広弁ニュース、チェックリスト、無料面談相談等)は、広島弁護士会のホームページ(『広島弁護士会』で検索可)をご覧ください